

議案第 39 号

田川市美術館条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 24 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が現行の 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市美術館条例の一部を改正する条例

田川市美術館条例（平成3年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第7条第2項中「責を」を「責めを」に改める。

第9条中「当該指定管理者」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出しを「（利用料金の還付）」に改める。

第12条第3項中「回復しなければ」を「復さなければ」に改める。

第15条第2項中「美術館」を「、美術館」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

施設の利用料金

施設名		1日当たりの利用料金	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
中央展示室		円 4,180	円 5,420
ギャラリーA		3,740	4,860
ギャラリーB		3,740	4,860
ギャラリーC		320	410
特別展示室		760	980
アートホール		2,200	2,860
AVホール	午前8時30分から 午後1時まで	2,200	2,860
	午後1時から 午後5時30分まで	2,200	2,860

注 1 「入場料」とは、入場料、会費、寄附金、賛助料、その他の入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 ギャラリーA及びギャラリーBについては、4分の1に区分した区画ごとの利用も可能とする。この場合における当該1区画の利用料金は、全体を利用したときの利用料金の4分の1に相当する額とする。

3 AVホールを展示室として利用する場合の利用料金は、1日当たり2,200

円とする。

4 冷暖房設備及び附属設備の利用料金は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の美術館の利用について許可を受け、当該利用に係る利用料金を納付している者の当該利用料金の額については、なお従前の例による。